

平成18年8月24日

社団法人 信託協会
年金専門委員会委員長
五十嵐 剛 殿

企業年金連合会
専務理事 矢野朝水

受託機関の資金決済期間の短縮化に関する要望書

公的年金がスリム化するなかで、老後の所得保障における企業年金の役割はますます重要となっており、年金資金の安全かつ効率的な運用のためには、受託機関の資金決済について、迅速かつ的確な事務処理が求められています。

しかしながら、総幹事会社である信託銀行や生命保険会社から他の受託機関に資金が行き渡り、運用資産に組み入れられるまでに相当の日数がかかっており、機動的かつ効率的な運用が十分に出来ない状況となっております。

こうした現状を改善するため、今般、受託機関の資金決済期間の短縮化に関する要望事項を以下のとおりとりまとめましたので、早急にご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 信託幹事・生保幹事間の連絡項目の電子化と決済期間の短縮化

信託幹事・生保幹事間における資金決済に係る必要項目の連絡は、指図書等の文書を相手方に郵送することにより行われており、当該指図書等による連絡では、決済に要する日数がかさむばかりでなく、郵便事情による遅延や事務ミス等の発生により更に決済日数がかさむことが懸念されている。

こうした現状を改善するため、信託幹事・生保幹事間における必要項目の連絡は、電子的な媒体により行うとともに、併せて決済期間の短縮化に取り組んでいただきたい。

2. 厚生年金基金及び適格退職年金の個別資金決済方式における決済期間の短縮化

厚生年金基金及び適格退職年金の個別資金決済方式と確定給付企業年金の同方式と比べた場合、厚生年金基金及び適格退職年金では、掛金等の入金日の翌日から起算して5営業日目、確定給付企業年金では、4営業日目に資金決済が行われており、決済までの期間が両者で異なっている。

こうした現状を鑑み、決済期間の短縮化の検討にあたっては、少なくとも厚生年金基金及び適格退職年金の個別資金決済方式における決済期間を確定給付企業年金と同様に短縮化していただきたい。

3．シェア変更等に伴う受託機関の資産移受管期間の短縮化

シェア変更等に伴う受託機関間の資金授受については、通常、送金元の受託機関の通知日から数えて7営業日目に資金決済が行われている。

しかしながら、ルールが決められた背景や市場慣行の変化、各種インフラの飛躍的な向上を勘案すると、上記資金決済期間の短縮化の余地は十分にあるものと考えられる。

こうした現状を改善するため、資金決済期間を短縮化するなど、シェア変更等に伴う資産移受管に係る期間を短縮化していただきたい。

4．厚生年金基金の統一資金決済方式における決済日の見直しと決済期間の短縮化

厚生年金基金における統一資金決済方式においては、毎月の締め日である5日の翌日から起算して5営業日目に信託幹事と他の信託銀行との間で資金決済が行われている。

しかしながら、総合型の厚生年金基金においては、掛金の入金に伴う掛金収納委託金融機関からの領収済通知の連絡は、統一資金決済方式の締め日である5日を過ぎて連絡されることが多いため、幹事以外の信託銀行への資金配分は翌月に行われている。近年の制度変更に伴い、厚生年金基金の中心は総合型に移ってきており、現在のルールは同厚生年金基金の掛金拠出の実態にそぐわなくなっている。

こうした現状を改善するため、現行の月1回の締め日を複数設定するなど、現在の厚生年金基金の実態を勘案して柔軟に対応していただきたい。